

TOPICS

長浜市市民協働推進計画

市では、市民協働によるまちづくりをより一層推進していくため、その方向性や具体的手法を明らかにする計画の策定を予定しています。このたび、素案がまとまりましたので、皆様のご意見をお聞かせください。

【募集期間】5月19日(土)まで

【閲覧場所】市民協働推進課〈本館2階〉、市政情報コーナー、市ホームページ(<http://www.city.nagahama.shiga.jp>)

【提出方法】任意の様式に住所・氏名・電話番号を明記し、直接持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかで下記まで

提出先・問合せ先 市民協働推進課 (〒526-8501 長浜市高田町12番34号、☎65-8722、FAX64-0396、Eメール kyoudou@city.nagahama.lg.jp)

長浜市北中部の地域公共交通適正化に関する指針

市では、地域事情を考慮しながら、広域的な視点でバス路線の見直しを図るとの合併協定に基づき、虎姫、湖北、高月、木之本、余呉、西浅井地域の路線の見直しを進めることとしています。このたび、素案がまとまりましたので、皆様のご意見をお聞かせください。

【募集期間】5月24日(木)まで

【閲覧場所】都市計画課〈東別館5階〉、市政情報コーナー、市ホームページ(<http://www.city.nagahama.shiga.jp>)

【提出方法】任意の様式に住所・氏名・電話番号を明記し、直接持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかで下記まで

提出先・問合せ先 都市計画課交通対策室 (〒526-0031 長浜市八幡東町632番地、☎65-6562、FAX65-6540、Eメール toshikei@city.nagahama.lg.jp)

長浜市原子力災害対策計画

市では、昨年10月から、原子力関係の専門家や関係機関、また市民の代表も加わった検討委員会を設置し、任意計画である「長浜市原子力災害対策計画」の策定を進めています。このたび、素案がまとまりましたので、皆様のご意見をお聞かせください。

【募集期間】5月18日(金)まで

【閲覧場所】防災危機管理課〈東別館3階〉、市政情報コーナー、市ホームページ(<http://www.city.nagahama.shiga.jp>)

【提出方法】任意の様式に住所・氏名・電話番号を明記し、直接持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかで下記まで

提出先・問合せ先 防災危機管理課 原子力安全対策室 (〒526-0031 長浜市八幡東町632番地、☎65-6555、FAX64-8555、Eメール bousai@city.nagahama.lg.jp)

問 庁舎整備室 (☎65-6907)



【期間】
5月1日(火)～7月31日(火)

新庁舎建設工事に伴い、東別館の来庁者進入路が東側のみとなります。来庁者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

市役所東別館への
進入路が変わります

問 防災危機管理課
(☎65-6555)

■国民保護計画とは
平成13年9月の米国同時多発テロ事件以降、国において有事における法整備が論議され、平成16年に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)が制定されました。これに基づき、全国の市町村等でも同様の計画が作成されています。

◎長浜市国民保護計画は、市ホームページ(<http://www.city.nagahama.shiga.jp/>)に掲載しています。

市では、日本が武力攻撃を受けた場合や、大規模テロ等が発生した場合などの有事の際において、市民の皆さんの生命や身体、財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施するため、平成24年3月に「長浜市国民保護計画」を策定しました。

長浜市国民保護計画
を策定しました

軽自動車税の減免申請を受付けます

【受付期間】5月7日(月)～5月24日(木)

次の①②に該当する人が、平成24年4月1日現在で原動機付自転車・軽自動車・2輪の小型自動車等を登録している場合、軽自動車税の減免が受けられます。

- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、そのしょうがいの程度が一定以上の本人
- ②満18歳未満の身体しょうがい者、知的しょうがい者、精神しょうがい者と生計をともにする人

この他に、所有者・運転者・使用目的などの要件、必要書類などがありますので、事前に問合わせください。また適用は1人につき1台のため、普通車で自動車税の減免を受けられている場合は、軽自動車税の減免対象にはなりません。

減免の申請書は、5月24日(木)までに提出してください。

なお、減免申請される場合も軽自動車税納税通知書は送付しますので、減免の承認通知が届くまで納付せず保管してください。

問 税務課 市民税・国保料グループ (☎65-6508)

住宅用地に対する固定資産税の 税負担調整措置の一部が変わります

土地に対する固定資産税の負担調整措置は、地域や土地によりばらつきがあった負担水準を均衡化させるため、平成9年度から行われています。

この措置のうち負担水準の高い住宅用地については、上限を設けつつ、前年度の税負担に据え置く措置がとられていましたが、平成24年度および平成25年度は上限を引き上げた上で適用し、平成26年度で廃止されることになりました。

これにより、前年度と地目、形状などに変更がない場合でも税額が上がる場合があります。負担水準や税額については、5月中旬に送付する納税通知書で確認ください。詳しくは下記まで問合わせください。

問 税務課 資産税グループ (☎65-6523)